

2022年12月2日付けの要請・質問事項への回答について

【要請事項】

1. 貴職は住民の暮らしを守る立場だからこそ、プルサーマル炉の玄海原発3号機、ならびに4号機の同意を取り消し、直ちに停止するように、国と九州電力に求めること。

《回答》

玄海原発3号機、4号機については、原子力規制委員会での審査が行われ新規規制基準への適合性が確認されており、立地自治体と原子力事業者で締結している安全協定上の事前了解の手続きも済んでいます。

国と原子力事業者に対しては、引き続き、安全を最優先として、電力の安定供給のため、玄海原発の安全かつ安定的な運転を継続するよう求めています。

2. 原発運転期間の原則40年、最長60年制限の削除が決められようとしている。安全性が確保されない老朽原発程危険なものはない。玄海町長として、住民の安全を第一に考え、運転延長の設置変更届には承認を与えないこと。

《回答》

運転期間の延長につきましては、原子力事業者が、特別点検を行いその結果によって原子力規制委員会に対し運転期間延長の認可申請を行い、規制委員会による審査を経て、認可が決まるものと認識しております。その認可申請の内容が、原子炉施設の工事を伴うものであった場合は安全協定上の事前了解が必要な案件となり、立地自治体として判断をすることとなりますが、工事を伴うものでなかった場合は事前了解が必要な案件となりません。

いずれにしても、そのような事案が生じた場合には、申請内容の確認や審査の動向を注視したいと考えております。

3. 原子力事故発生時、安定ヨウ素剤は住民にとって甲状腺を守る必須のものである。安定ヨウ素剤の配布を、100%徹底するのが玄海町長の最低限の責務と心得え早急に配布を進めること。

《回答》

安定ヨウ素剤の配布については、毎年、佐賀県と共同で実施しています。

配布については、各配布場所に来所していただく安定ヨウ素剤事前配布説明会や保健福祉事務所での配布、さらにコロナ禍に伴い安定ヨウ素剤の郵送配布を実施し、町民が安定ヨウ素剤を受け取る環境を整えています。

今後も、町民へ広報誌や町ホームページで周知し、多くの方に安定ヨウ素剤を受け取ってもらえるよう努めます。

【質問事項】

1. 私たちは2019年以来、脇山町長が入札業者から不透明な100万円授受をし、「関電幹部の原発マネー不正還流事件」が発覚した後、長期間経ってから、密かに返却したこと、説明責任を十分に果たしていないことを忘れていません。町長は今年7月の町長選の際、「後世に負担を残さない行政づくりを行うには、1期4年は十分な期間ではなかった。次の選挙に出馬し、町民が幸せで豊かな生活を送れる町を目指し、努力する」（佐賀新聞2022/3/11）と答弁しました。「後世に負担を残さない行政」というのは原発を止めることが第一歩とは思いませんか？

《回答》

原子力発電は、エネルギー基本計画の中で、「運転時に温室効果ガスの排出も無く、長期的な需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられており、物価高騰や電気料金の値上げ等で国民負担が増加している昨今の情勢を鑑みても、原子力発電は必要なものだと考えています。

2. 使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の設置について玄海町は事前了解をしています（2021/9/3）。その後の行き先の六ヶ所村再処理工場の建設は今年で26回目の完成延期をしています。何年間玄海町に留め置かれるか九州電力に確認しましたか？

《回答》

発電所内に留め置かれる期間について、確認はしておりません。

使用済み燃料については、原子力事業者より、「六ヶ所村の再処理工場へ搬出することを基本方針とし、再処理工場の運転計画や発電所内の貯蔵状況を踏まえて、計画的に搬出する」と聞いており、発電所内での貯蔵については一時的な貯蔵であると認識しております。

原子力事業者に対しては、発電所からの搬出を含め、使用済み燃料への対策を、各関係機関と連携し責任を持って計画的に進めるよう要請しております。

3. 原発運転期間の原則40年、最長60年の制限の削除が今年中に決められてようとしています。脇山町長は「ありがたい判断」（佐賀新聞2022/10/6）とコメントを公表していますが、安全とは言わないと公言している規制委員会の審査で安全性が担保されるところと考えていますか？

40年の運転を見越して用意されている脆性遷移温度を測る試験片は長期の運転に足りる数が完全な形で格納されているのか九州電力に確認しましたか？

《回答》

新聞社からの取材の際に、「ありがたい判断」とのコメントは発しておらず、私としては、「我が国の今後のエネルギー・原子力政策にとって必要な判断である」という主

旨の発言をしました。

原子力発電所の安全性や運転に伴う劣化等の状態については、原子力事業者と原子力規制庁による検査等の不断の取組み等で把握されるものであり、新規制基準のもとで行われる厳格な審査で、発電所の安全性が確認されるべきものであると考えております。

4. 原子力防災計画では、佐賀県小城市が玄海町民の避難先に指定されています。玄海町から吹く風は統計上約6割強が北北西(国土交通省気象庁統計1991-2020の最多風向き)の風となっています。

住民の安全安心な避難を考えた時、小城市は妥当な避難先と考えますか？

当日の風向きで移動すべき第2の避難所の場所はどこに確保していますか？

《回答》

原子力災害対策指針(原子力規制庁、令和4年7月6日)において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域(以下、「原子力災害対策重点区域」という。)を定めることになっています。発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、

①予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

原子力施設からおおむね半径5kmを目安

②緊急防護措置を準備する区域(U P Z:Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力施設からおおむね半径30kmを目安

と定められています。これに基づき、佐賀県地域防災計画の第4編原子力災害対策において、具体的な地区が定められています。また、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外に確保することになっています。

ご質問にある小城市は、当該区域外であるため、避難先として妥当と考えております。よって、第2の避難所を確保しておりません。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が、玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとされています。

5. 原発がひとたび事故を起こし放射能が拡散された時に住民の甲状腺を守る必須のものとして安定ヨウ素剤がありますが、玄海町の配布状況はPAZ(3,328人=40歳未満1,218人)の26.7%(325人)しか完了していません。UPZに至っては(2,164人=2017年~2021年まで=17名済、2021年は0人、2020年は2名)%を出せないくらい低い配布率です。(2021/12玄海町への聞き取りにて)

自治体は住民の命、財産を守る責務を考えて 2022 年度中の配布率 100%の達成を計画していますか？

《回答》

安定ヨウ素剤の配布については、毎年、佐賀県と共同で実施しています。

配布については、各配布場所に来所していただく安定ヨウ素剤事前配布説明会や保健福祉事務所での配布、さらにコロナ禍に伴い安定ヨウ素剤の郵送配布を実施し、町民が安定ヨウ素剤を受け取る環境を整えています。

今後も、町民へ広報誌や町ホームページで周知し、多くの方に安定ヨウ素剤を受け取ってもらえるよう努めます。

6. 2021 年 11 月 30 日玄海 3 号機の 1 次冷却水中の放射性ヨウ素濃度が上昇し、193 体の燃料集合体の内の燃料棒 1 本からの漏えいが確認されました。ファイバースコープによる外観調査等を行ったが原因は究明されず、「偶発的に発生した微小孔」からの漏えいが原因であると九州電力は「推定」しました。

原因が究明されないという事態に対して住民の安全安心を守る玄海町長として九州電力にさらなる原因究明を要請しましたか？したのであれば結果を教えてください？

《回答》

放射性ヨウ素濃度の上昇に関しては、原子力事業者より「原子炉施設保安規定における運転上の制限値に対して十分に低く、発電所の安全性や周辺環境の放射能への影響がないことを確認している」との報告を受けており、詳細な調査による結果でも異常は認められなかったということ、また、町民の安全安心を損なうような事象ではなかったということで、それ以上の原因究明は要請しておりません。

7. 福島原発事故時、福島県の首長の中でただ一人町民の県外避難を実現させた元福島県双葉町長、井戸川克隆さんは現在、福島被ばく訴訟の原告として裁判を闘っています。福島原発事故当時、自治体に知らされるべき多くの情報が町長に届かなかった事から、町長として住民を守る事が出来なかったといいます。今後原発事故が起こったら原発立地自治体の長は損害賠償を請求される可能性が大だとも言っています。

玄海町の首長として損害賠償を払わねばならない可能性を考えた事はありますか？払う用意はありますか？

《回答》

現状では、原子炉の運転などにより生じた原子力損害は、事業者が賠償責任を負うとされています。私としましては、賠償責任の可能性に、考えを巡らせたことはありませんし、法律等で責任が明確に定義されていない賠償のために、用意はしておりません。

万が一の原発事故の際には、国や関係機関と連携し、地域防災計画に基づく避難を行い、首長として町民皆様の生命を守るという責務を果たしたいと思っています。

8. 原発がある立地自治体首長として住民の健康を守る事は重要な責務です。福島震災前まで実施していた玄海町住民健康審査のデータが存在しますが、公表を拒否しています。

玄海町住民健康審査のデータは住民の大事な財産です。個人を特定しない形での公表をするべきではないですか？

《回答》

北部地区住民健診は、昭和48年から平成22年までの間、集団健診により実施し、諸疾患の早期発見と事後指導を行い、予防対策を図る目的により実施されました。

健診結果につきましては、医師団で構成される地域保健対策委員会において、特に他地区と疾病状況に有意差はなく、問題はないとの報告を受けており、資料につきましては、委員会終了後に回収され残っていない状況です。

また、町民個人の健診結果については、ご本人様へ結果報告がなされています。

9. 原発は事故がなくても膨大な量の放射性トリチウムを空に海に大地に垂れ流しています。特に玄海原発は全国原発の中でも最大量を放出しています。ノーベル賞小柴昌俊氏が2003年に小泉純一郎総理に宛てた嘆願書の中で「トリチウムはわずか1ミリグラムで致死量となる猛毒」と述べています。

玄海町長として発生源の九州電力と規制責任者、国にトリチウムの毒性および健康と環境への安全性証明を求める必要性を感じていますか？

速やかに住民の疫学的健康調査を実施すべきではないですか？

《回答》

まず、原子力関連施設からのトリチウム放出と人への健康被害や環境影響の因果関係について、司法の場において、その因果関係が科学的な根拠をもって証明されたという事例を見聞きしたことがありません。

そして、原子力・放射線施設からの放射性物質の放出については、国により厳しい排出基準が定められ、トリチウムを含む各種の放射性物質の放出が管理されているものと認識しております。

したがって、現状において、安全性の証明を求めることや調査することの必要性を感じておりません。